第１節　環境行政体制

１　環境整備係の事務分掌

（１）　環境行政に関すること。
（２）　環境保全に係る監視、指導及び規制に関すること。
（３）　公害防止に係る届出の受理、審査、指導及び措置に関すること。
（４）　環境の状況の把握、予測等に必要な監視、測定、試験、検査及び調査に関すること。
（５）　環境保全、環境美化等の意識の啓発に関すること。
（６）　公害防止協定に関すること。
（７）　公衆衛生及び生活衛生に関すること。
（８）　そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。
（９）　斎場及び墓地に関すること。
（10）　狂犬病予防に関すること。
（11）　専用水道、簡易専用水道等に関すること。
（12）　化製場等に関すること。
（13）　合併処理浄化槽の普及促進に関すること。
（14）　課の庶務に関すること。

２　リサイクルセンターの事務分掌

（１）　センターに関すること。
（２）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に関すること。
（３）　市の施設（土木施設を除く。）から発生する廃棄物の処分に関すること。
（４）　災害時の消毒（感染症予防に関することを除く。）に関すること。
（５）　公衆衛生推進組織等の活動に関すること。
（６）　センターの庶務に関すること。

３　市の環境調査内容

（１）　大気

①　簡易測定法（ＮＧ－ＫＮ－Ｓ）による窒素酸化物の測定

②　デポジットゲージ法及びハイボリウムエアーサンプラーによるばいじん及び粉じんの測定

③　テレメータシステムによる大気汚染の常時監視（県設置、市内１箇所）

調査項目
- ●二酸化硫黄（ＳＯ2）
- ●一酸化窒素（ＮＯ）
- ●二酸化窒素（ＮＯ2）
- ●窒素酸化物（ＮＯｘ）
- ●光化学オキシダント（Ｏｘ）
- ●浮遊粒子状物質
- ●微小粒子状物質（ＰＭ2.5）
- ●風向
- ●風速
- ●温度
- ●日射量

（２）　水質

①　工場排水の立入調査

調査項目
- ●水素イオン濃度（ｐＨ）
- ●化学的酸素要求量（ＣＯＤ）
- ●浮遊物質量（ＳＳ）
- ●ヘキサン抽出物質（油分）
- ●シアン
- ●全りん
- ●全窒素

②　河川の水質調査

調査項目
- ●水素イオン濃度（ｐＨ）
- ●溶存酸素量（ＤＯ）
- ●化学的酸素要求量（ＣＯＤ）
- ●浮遊物質量（ＳＳ）
- ●生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）
- ●大腸菌数
- ●全りん
- ●全窒素
- ●全亜鉛
- ●直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩　　等

（３）　悪臭

工場敷地境界等の臭気調査

（４）　騒音

環境騒音調査（毎年、半数ずつ実施）

調査地点
- ●一般地域
 ・・・３８地点
- ●道路端
 ・・・６地点



第２節　公害防止協定

１　協定概要及び協定締結企業

市内大手企業と公害防止協定を締結し、事業者の自主的管理体制の整備を図るなどの施策を講じています。

協　定　概　要

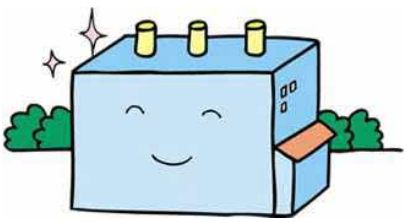
●排出状況の測定（自主測定と記録の保存）
●産業廃棄物の適正処理
●環境整備及び保全（工場周辺の環境保全、工場内の緑化促進、県･市の緑地造成等への協力）
●事故時の措置（緊急措置、県･市への報告等）
●施設の整備及び管理等（公害防止関連施設の自主的整備等）
●報告調査及び公表（立入調査の実施等）
●環境基準達成のための措置　　等

▼協定締結年月

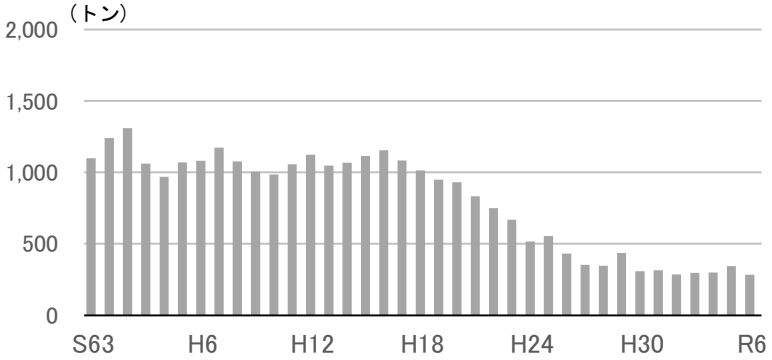
昭和 46 年　8 月	日本紙業株式会社（現:日本製紙株式会社大竹工場）
9 月	大竹紙業株式会社（現:日本製紙株式会社大竹工場（北））
10 月	三菱レイヨン株式会社（現：三菱ケミカル株式会社）
	日東化学工業株式会社（H10、三菱レイヨンに吸収合併）
11 月	三井東圧株式会社（S61、大竹工業所撤退）
	ダイセル株式会社（現：株式会社ダイセル）
	三井石油化学株式会社（現:三井化学株式会社）
	三井ポリケミカル株式会社（現:　三井・ダウ　ポリケミカル株式会社）
昭和 59 年 12 月	戸田工業株式会社
昭和 61 年　6 月	明新産業株式会社（現:大竹明新化学株式会社）
昭和 62 年　7 月	中国塗料株式会社

２　排出状況

公害防止協定を締結している工場の、ばい煙排出量及び排水の汚濁負荷量は、図表 4-2-1 及び図表 4-2-2 のとおりいずれも減少傾向にあります。



■図表 4-2-1　主要工場の年間硫黄酸化物排出量の推移



■図表 4-2-2　主要工場の総排水量，COD 及び SS 負荷量の推移

